

注) 釧路市自然と太陽光発電施設の調和に関する条例の一部を改正する条例
(令和8年釧路市条例第20号)による改正後の条文〔令和8年12月23日施行〕

○釧路市自然と太陽光発電施設の調和に関する条例

令和7年9月26日

釧路市条例第37号

釧路市は、特別天然記念物であるタンチョウをはじめとする多様な動植物の生息生育地である「釧路湿原」と、世界で唯一の大型球状マリモが生育する阿寒湖を有する「阿寒摩周」の二つの国立公園に抱かれ、雄大で豊かな自然に恵まれたまちである。

本市の類まれな自然環境は、酪農を主力とする農業、豊富な森林資源を有する林業、国内有数の水揚げ量を誇る水産業、そして食や自然資源を魅力とする観光業など、地域経済にも多大な恩恵をもたらすとともに、釧路湿原国立公園及びその周辺をはじめとする本市の湿原域は、保水浄化機能、洪水調節機能、気候緩和機能など、この地域を水不足や災害から守る重要な役割を担っている。

近年、この雄大で豊かな自然環境の下での太陽光発電施設の設置が進み、特に釧路湿原国立公園周辺においてその動きが顕著なものとなっている。貴重な野生動植物の生息生育環境が脅かされる事態が懸念され、生物多様性の低下や湿原域の減少による防災減災機能の低下が危惧される。

一方、地球温暖化の防止は私たちの未来を守るための喫緊の課題であり、太陽光を含む再生可能エネルギー事業は、本市の実情に応じ、積極的に進められなければならない。

以上のことから、太陽光発電施設による発電事業の推進と自然環境及び生活環境との調和を図り、市民の貴重な財産であり誇りでもある本市の自然環境を次世代に継承していくため、本条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、太陽光発電施設の適切な設置及び管理のために必要な
手続等を定めることにより、太陽光発電施設と自然環境及び生活環境との
調和を図り、もって、人と自然が共生した持続可能な地域社会の発展に寄
与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定
めるところによる。

(1) 太陽光発電施設 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別
措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）
第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、太陽光を
エネルギー源とする設備及びその附属設備（送電に係る電柱その他規則
で定める設備を除く。）をいう。

(2) 設置事業 太陽光発電施設の設置（増設を含む。以下同じ。）（これ
を行うための樹木の伐採、土地の造成等による区画形質の変更を含む。
）を行う事業をいう。ただし、次に掲げる太陽光発電施設に係るものを
除く。

ア 出力が10キロワット未満の太陽光発電施設（同一又は共同の関係
にあると認められる事業者が、近接した場所に設置する太陽光発電施
設の合算した出力が10キロワット以上となるものを除く。）

イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する
建築物の屋根、屋上又は壁面に設置する太陽光発電施設

ウ 国又は地方公共団体が設置する太陽光発電施設

(3) 発電事業 太陽光発電施設（設置事業により設置された太陽光発電施
設に限る。）を用いて発電を行う事業をいう。

(4) 太陽光事業 設置事業及び発電事業をいう。

(5) 事業者 設置事業を計画し、これを実施する者又は発電事業を実施す
る者をいう。

(6) 事業区域 太陽光事業を実施する一団の土地であって、柵塀等の工作物の設置その他の方法により当該土地以外の土地と区別された区域をいう。ただし、次に掲げる区域は、事業区域に含めるものとする。

ア 設置事業の実施に当たり、法令（他の条例を含む。以下同じ。）に基づく許認可等（許可、認可、承認、同意その他これらに類する行為をいう。以下同じ。）を同時期に受ける区域

イ 物理的形狀又は所有者若しくは事業者の形態によって一体と認められる区域

(7) 工事施工者 設置事業に関する工事を請け負った者をいう。

(8) 近隣住民等 次に掲げる者をいう。

ア 事業区域の境界から規則で定める範囲の区域（以下「近隣区域」という。）に居住する者

イ 所有権、賃借権、地上権、地役権その他の権原により、近隣区域の土地又は建物を使用し、当該土地又は建物において事業活動その他の活動を行う者

ウ 近隣区域にその区域を含む町内会（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他これに類する団体をいう。）の代表者

エ 事業区域に隣接する土地（水路又は道路を挟んで隣接する土地を含む。）及び当該土地上にある建物を所有する者

（市の責務）

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、必要な措置を適切かつ円滑に講ずるものとする。

（事業者の責務）

第4条 事業者及び工事施工者（以下「事業者等」という。）は、関係法令及びこの条例を遵守し、災害を防止し、自然環境及び生活環境に十分配慮し、近隣住民等と良好な関係を保つものとする。

2 事業者は、太陽光発電施設を廃止したときは、速やかに当該太陽光発電

施設の解体、撤去、廃棄その他の必要な措置を行うよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民（事業区域及びその周辺の土地の所有者を含む。）は、この条例に基づく手続の実施に協力するよう努めるものとする。

(禁止区域)

第6条 市長は、法令の規定により、太陽光発電施設の設置が制限されている区域を禁止区域として指定するものとする。

2 事業者は、事業区域に前項の禁止区域を含めてはならない。ただし、法令の規定に基づいて太陽光発電施設の設置が許されている場合は、この限りでない。

3 第1項の禁止区域は、規則で定める。

(特定保全種)

第7条 市長は、主な生息地に本市の区域を含む希少な野生動物のうち、本市の豊かな自然環境を象徴する種であって、その保全のために特に配慮を要すると認めるものを特定保全種として指定するものとする。

2 前項の特定保全種（以下「特定保全種」という。）は、次のとおりとする。

(1) タンチョウ

(2) オジロワシ

(3) チュウヒ

(4) オオジシギ

(5) キタサンショウウオ

(特別保全区域)

第8条 市長は、特定保全種の生息可能性の高い区域であって、太陽光事業の実施に際して特に配慮が必要と認める区域を特別保全区域として指定するものとする。

2 前項の特別保全区域（以下「特別保全区域」という。）は、本市の市街化調整区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第3項に規

定する市街化調整区域をいう。)に相当する区域のうち、次に掲げる範囲とする。

(1) 釧路川以西

(2) 武佐及び貝塚

(事前協議)

第9条 第12条第1項の規定による申請をしようとする事業者(以下「申請予定者」という。)は、当該申請をする前に、規則で定めるところにより、太陽光事業に関する計画(以下「事業計画」という。)を市長に届け出て協議しなければならない。

2 前項の事業計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

(1) 申請予定者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地。以下同じ。)

(2) 事業区域の所在地及び面積

(3) 太陽光発電施設を設置する位置

(4) 設置する太陽光発電施設の発電出力

(5) 前各号に掲げるもののほか規則で定める事項

3 市長は、第1項の規定による協議(以下「事前協議」という。)が終了したときは、申請予定者にその旨を通知するものとする。この場合において、市長は、必要に応じて当該通知に意見を付すことができる。

4 市長は、第1項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、その旨を公表するものとする。

(特定保全種に係る生息調査等)

第10条 市長は、事前協議において、前条第1項の規定により届出のあった事業計画における事業区域に特別保全区域が含まれる場合には、申請予定者に対し、特定保全種の生息調査の実施及び特定保全種の保全の措置に係る計画(以下「保全計画」という。)の作成を求めることができる。

2 市長は、前項の規定により特定保全種の生息調査の実施及び保全計画の作成を求める場合は、その旨並びにこれらの実施及び作成に当たって必要

な要件を申請予定者に通知するものとする。

- 3 市長は、第1項の場合において、特定保全種の生息調査の必要性の有無並びに前項の規定による通知及び保全計画の内容について、第31条第1項に規定する釧路市特定保全種保全対策等検討委員会に意見を聴くことができる。

(近隣住民等に対する説明)

第11条 申請予定者は、事前協議の終了後において次条第1項の申請をする前に、規則で定めるところにより、説明会を開催し、近隣住民等に対し、実施しようとする太陽光事業の内容について説明しなければならない。この場合において、近隣住民等からの質問及び意見（以下「質問等」という。）があったときは、規則で定めるところにより、当該質問等に回答しなければならない。

- 2 前項の説明会の開催に当たっては、申請予定者は、実施しようとする太陽光事業の内容について近隣住民等の理解が得られるよう努めなければならない。

- 3 申請予定者は、第1項の説明会を開催しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

- 4 市長は、前項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

(設置事業の許可)

第12条 事業者は、設置事業を実施しようとするときは、事業計画について、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に申請し、許可を受けなければならない。

- 2 前項の事業計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所
- (2) 事業区域の所在地及び面積
- (3) 工事施工者の氏名及び住所
- (4) 設置事業の完了時における土地の形状

- (5) 太陽光発電施設を設置する位置
- (6) 設置する太陽光発電施設の構造
- (7) 設置事業の期間及び工程
- (8) 設置する太陽光発電施設の発電出力
- (9) 植生の保全のための方策
- (10) 保全計画（事前協議において保全計画の作成を求めた場合に限る。）
- (11) 排水施設その他土砂等の流出及び崩壊を防止する施設の計画
- (12) 太陽光の反射、騒音等による生活環境に対する被害を防止するための措置
- (13) 前2号に掲げるもののほか、事故及び災害による被害を防止するための措置
- (14) 設置事業の実施に必要な法令に基づく許認可等の取得及び届出に関する計画
- (15) 設置事業の完了後における太陽光発電施設及び事業区域の維持管理に関する計画
- (16) 太陽光発電施設の廃止後における当該太陽光発電施設の解体及び撤去並びにこれに伴い発生する廃棄物の処理並びにこれらに要する費用（以下「廃棄等費用」という。）の確保に関する計画
- (17) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、規則で定めるところにより、その旨を公表するものとする。

（設置許可の基準等）

第13条 市長は、前条第1項の許可（以下「設置許可」という。）の申請があった場合は、当該申請に係る事業計画が次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、設置許可をしてはならない。

- (1) 設置事業の着手に先立って法令に基づく許認可等を必要とする場合は、当該許認可等を受けていること。
- (2) 設置事業の着手に先立って法令に基づく届出を必要とする場合は、当

該届出を行っていること。

(3) 第16条第1項に規定する場合にあっては、同項に規定する保証金の預入がされ、同条第3項に規定する市との質権設定契約が締結されていること。

(4) 自然環境の保全に関する措置が規則で定める基準に適合していること。

(5) 雨水排水施設等が規則で定める基準に適合していること。

(6) 道路、河川、水路その他の公共施設の構造、管理等に支障を来すおそれがないものとして規則で定める基準に適合していること。

(7) 太陽光の反射、騒音等による生活環境に対する被害を防止するための措置その他近隣住民等の生活環境を保全するための措置が規則で定める基準に適合していること。

(8) 設置する太陽光発電施設が電気事業法（昭和39年法律第170号）、再エネ特措法その他の関係法令の基準に適合していること。

(9) 不正な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がないこと。

2 市長は、設置許可の申請をした事業者（第3号にあっては、当該事業者又は当該事業者による設置事業に係る工事施工者）が次のいずれかに該当するときは、設置許可をしないことができる。

(1) 第11条第1項に規定する説明会及び近隣住民等からの質問等に対する回答を適切に行っていないとき。

(2) 第21条の規定により、設置許可を取り消された日から起算して2年を経過しないとき。

(3) 釧路市暴力団排除条例（平成24年釧路市条例第33号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者と認められるとき。

3 市長は、必要があると認めるときは、設置許可に条件を付すことができる。

4 市長は、設置許可をしたとき又はしないときは、規則で定めるところに

より、その旨を公表するものとする。

(変更の許可)

第14条 設置許可を受けた事業者（以下「許可事業者」という。）は、当該設置許可に係る事業計画の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に申請し、許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 第9条から第11条まで及び前条の規定は、前項の許可（以下「変更許可」という。）について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

3 許可事業者は、第1項ただし書の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(太陽光発電施設等の維持管理)

第15条 事業者は、設置許可に係る事業計画に従い、太陽光発電施設及び事業区域の維持管理をしなければならない。

(保証金の預入及び質権設定等)

第16条 事業者（第25条第1項の規定により許可事業者の地位を承継した者を含む。）は、再エネ特措法第15条の12第2項に規定する解体等積立金の積立てを行わずに太陽光事業を実施する場合にあっては、適切に廃棄等費用を確保していることを保証するため、あらかじめ当該太陽光事業に係る廃棄等費用に相当する額の現金（以下「保証金」という。）を金融機関に預入しなければならない。

2 前項の保証金の額は、次に掲げる額のうちいずれか高い額とする。

(1) 当該太陽光事業に係る太陽光発電施設の発電出力に1キロワット当たり1万円を乗じて得た額

(2) 当該太陽光事業に係る太陽光発電施設の設置に係る工事費の総額の100分の5に相当する額又は当該太陽光発電施設に係る廃棄等費用の見積額

3 事業者は、第1項の規定により保証金を預入したときは、設置許可を受

ける前に、当該保証金に係る預金債権について市を質権者とする質権を設定するため、市と質権設定契約を締結するとともに、当該質権の設定につき、市に対抗要件を備えさせなければならない。

4 第25条第1項の規定により許可事業者の地位を承継した者及び第1項の積立てを行うこととしていた事業者が設置許可を受けた後に同項の積立てを行わないこととなった場合における当該事業者に係る前項の規定の適用については、同項中「設置許可を受ける前」とあるのは、「市長が別に定める期日まで」と読み替えるものとする。

5 第1項から第3項までの規定は、許可事業者が事業計画を変更することにより預入をすべき保証金の額が増加する場合における当該増加する額の預入について準用する。

(保証金の使途)

第16条の2 市長は、第29条の規定による命令を受けた者が、当該命令に係る措置の全部又は一部を履行しなかったことにより、災害の発生の防止又は自然環境若しくは生活環境の保全に著しい支障が生じると認めるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第2条又は第3条第3項の規定により市が講じた措置に要する費用のうち廃棄等費用に該当するものに保証金を充てることができる。

(質権設定契約の解除等)

第16条の3 市長は、次に掲げる場合は、第16条第3項の規定により締結した質権設定契約を解除するものとする。

- (1) 設置許可をしない決定をし、それを通知した場合
- (2) 設置許可を取り消した場合。ただし、太陽光事業を実施していない場合に限る。
- (3) 第25条第1項の規定による許可事業者の地位の承継があった場合において、同項の規定により許可事業者の地位を承継した者と新たに第16条第4項の規定により読み替えて適用する同条第3項の規定に基づく質権設定契約を締結したとき。

(4) 太陽光発電施設を廃止し、及び当該太陽光発電施設の撤去を完了した場合

- 2 事業者は、太陽光発電施設の解体及び撤去並びにこれに伴い発生する廃棄物の処理のために保証金を使用するとき、第14条第1項の規定による事業計画の変更に伴い預入すべき保証金の額が減少するときその他相当の理由があるときは、第16条第1項の規定により預入した保証金の減額を市長に申し入れることができる。
- 3 前項の規定による申入れがあった場合において、市長は、保証金が確実に前項の太陽光発電施設の解体及び撤去並びにこれに伴い発生する廃棄物の処理に充てられると見込まれるとき、保証金を減額しても適切に廃棄等費用が確保されていると認めるときその他相当な理由があると認めるときは、保証金の減額をすることができる。
- 4 市長は、前項の規定により保証金の減額をする場合は、第16条第3項の規定により締結した質権設定契約に係る手続その他の当該保証金の減額に伴い必要となる手続を行うものとし、事業者はこれに協力するものとする。

(損害賠償責任保険への加入)

第17条 事業者は、太陽光事業の実施に当たっては、設置事業に着手する日から当該設置事業に係る太陽光発電施設を廃止する日までの間、当該太陽光事業の実施に起因して生じた他人の生命又は身体及び財産に係る損害を填補する保険又は共済（以下「損害賠償責任保険」という。）への加入をしなければならない。ただし、設置事業に係る期間中の損害賠償責任保険への加入にあっては、当該設置事業に係る工事施工者が損害賠償責任保険への加入をすることで足りるものとする。

(標識の掲示)

第18条 事業者は、設置事業に着手する日から当該設置事業に係る太陽光発電施設を廃止する日までの間、事業区域内の道路に面する場所その他の外部から見やすい場所に、規則で定めるところにより、標識を掲示しなけ

ればならない。

(着手の届出)

第19条 事業者は、設置事業に着手しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

(完了の届出等)

第20条 事業者は、設置事業を完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。設置事業を廃止したときも同様とする。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

(許可の取消し)

第21条 市長は、許可事業者（第5号にあっては、許可事業者又は許可事業者による設置事業に係る工事施工者）が次の各号のいずれかに該当するときは、設置許可及び変更許可を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により、設置許可又は変更許可を受けたとき。
- (2) 設置許可若しくは変更許可に係る事業計画又は設置許可若しくは変更許可に付した条件に従わないで設置事業を実施したとき。
- (3) 設置許可又は変更許可を受けた日（第13条第3項の規定により設置事業の着手日について条件を付したときは、市長が別に定める日。次号において同じ。）から起算して1年を経過した日までに設置事業に着手しなかったとき。
- (4) 設置許可又は変更許可を受けた日から起算して5年を経過した日までに設置事業を完了しなかったとき。
- (5) 損害賠償責任保険への加入をせずに設置事業を実施したとき。
- (6) 第29条の規定による命令に従わなかったとき。

(定期報告)

第22条 事業者は、設置事業が完了した後は、毎年度、次に掲げる事項について、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

(1) 太陽光発電施設の前年度の維持管理の状況

(2) 第16条第1項の積立ての状況（同項の積立てを行う場合に限る。）

2 事業者は、前項の報告を行う際に、併せて規則で定める財務計算に関する諸表及び損害賠償責任保険への加入を示す書類を市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定による報告は、太陽光発電施設の撤去が完了するまでの間、行わなければならない。

4 市長は、第1項の規定による報告があったときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

（事故等の報告）

第23条 事業者は、事故又は災害により、発電事業に係る太陽光発電施設に損壊が生じ、又は周辺地域の環境の保全に支障が生じた場合は、規則で定めるところにより、その旨を市長に報告しなければならない。

（廃止等の届出）

第24条 事業者は、太陽光発電施設を廃止し、当該太陽光発電施設を撤去しようとするときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした事業者は、当該届出に係る太陽光発電施設の撤去を完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、前項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

（地位の承継）

第25条 許可事業者から事業譲渡、相続、合併その他の理由により太陽光事業を譲り受けた者は、この条例の規定による地位を承継する。

2 前項の規定により許可事業者の地位を承継した者は、規則で定めるところ

ろにより、市長に届け出なければならない。

- 3 市長は、前項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

(報告の徴収及び立入調査)

第26条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者等に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に事業者等の事務所若しくは事業区域に立ち入らせ、必要な調査（以下「立入調査」という。）をさせることができる。

- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 3 第1項の立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指導及び助言)

第27条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者等に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告)

第28条 市長は、次に掲げる者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 設置許可を受けないで、設置事業を実施する者
- (2) 設置許可及び変更許可の内容に適合しない設置事業を実施した者
- (3) 変更許可を受けないで、設置許可の内容を変更して設置事業を実施する者
- (4) 第16条第1項の規定に違反して保証金の預入をせず、又は同条第3項の規定に違反して市と質権設定契約を締結せずに太陽光事業を実施している者
- (5) 第17条の規定に違反して、損害賠償責任保険への加入をせずに太陽光事業を実施している者
- (6) 第18条の規定に違反して、同条の標識の掲示をせずに太陽光事業を

実施する者

- (7) 第22条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (8) 第23条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (9) 第26条の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料の提出をした者
- (10) 立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- (11) 前条の規定による指導及び助言に正当な理由なく従わない者
- (12) 設置した太陽光発電施設及びその事業区域（以下この号において「太陽光発電施設等」という。）の維持管理が適切になされておらず、又は極めて不完全であることに起因して災害が発生し、又は自然環境若しくは生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあると市長が認める場合において、当該太陽光発電施設により発電事業を実施する者（当該太陽光発電施設が廃止されている場合にあっては、当該太陽光発電施設等を所有し、又は管理する者）

（命令）

第29条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なくその勧告に従わないときは、その者に対し、その勧告に係る措置を講ずるよう命ずることができる。

（公表）

第30条 市長は、第21条の規定により設置許可若しくは変更許可を取り消したとき、又は前条の規定による命令を受けた者が正当な理由なく当該命令に従わないときは、規則で定めるところにより、当該者の氏名及び住所並びに当該命令の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、公表されるべき者にその理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（釧路市特定保全種保全対策等検討委員会）

第31条 市長の諮問に応じ、特定保全種の生息調査の実施及び保全計画の

作成に当たって必要となる要件その他特定保全種の保全の措置に関する事項を調査審議するため、釧路市特定保全種保全対策等検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の委員は、特定保全種について知見を有する者その他市長が必要と認める者のうちから必要の都度、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

（手数料）

第32条 設置許可又は変更許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める手数料を納付しなければならない。

- (1) 設置許可の申請 1件につき8万円（当該申請に係る事業区域に特別保全区域が含まれる場合にあつては、38万円）
- (2) 変更許可の申請 1件につき4万円（当該申請に係る事業区域に特別保全区域が含まれる場合にあつては、19万円）

- 2 市長は、特に必要があると認めるときは、手数料の全部又は一部を免除することができる。
- 3 既納の手数は、還付しない。ただし、市長が相当と認めるときは、手数料の全部又は一部を還付することができる。

（委任）

第33条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行し、第9条から第30条まで及び第32条の規定は、令和8年1月1日以後に着手する設置事業及び当

該設置事業により設置した太陽光発電施設に係る発電事業並びにこれらを実施する事業者について適用する。

(鉏路市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 鉏路市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年鉏路市条例第56号)の一部を次のように改正する。

(「次のよう」省略)

附 則(令和8年6月25日条例第20号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年12月23日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の鉏路市自然と太陽光発電施設の調和に関する条例(第24条を除く。)の規定は、この条例の施行の日以後に行われる許可申請(鉏路市自然と太陽光発電施設の調和に関する条例第12条第1項の規定による申請をいう。以下同じ。)に係る太陽光事業について適用し、同日前に行われた許可申請に係る太陽光事業については、なお従前の例による。